

---

---

# 契 約 書

---

---

訪 問 看 護

介護予防訪問看護

訪問看護リハビリステーションひなた吉島

介護保険事業所番号

3460191046

利用者様

利用者様または利用者様の代わりに契約を締結する者（以下「家族・代理人」という）と事業所 訪問看護リハビリステーションひなた吉島（以下「事業所」という）は事業所が利用者様に対して行う訪問看護について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第1条（訪問看護サービス契約の目的）

- 1) 事業所は、医療保険・介護保険法等関係法令及びひなた吉島訪問看護サービス契約書（以下「本契約」という）に従い、利用者様の可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供し、利用者様及び家族・代理人様は本契約の記載事項を遵守し訪問看護サービスを利用します。
- 2) 事業所は、利用者様の要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態」区分という。）が介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見に従って利用者様に対しサービスを提供します。
- 3) 利用者様は事業所のサービス提供を受けたい時は、事業所に対し別に定めるひなた吉島訪問看護サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1) この契約の期間は介護保険による訪問看護サービスの場合、本契約日より利用者様の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有効期間満了日までとします。  
医療保険による訪問看護サービスの場合には、本契約日より医師の指示期間満了日までとします。
- 2) 契約満了日の2週間前までに利用者様及び家族・代理人様から、事業所に対して「契約終了・解除」の申し出がない場合には自動更新されるものとします。

### 第3条（訪問看護サービス計画書及び変更）

- 1) 訪問看護サービス内容については利用者様及び家族・代理人様、事業所双方の協議の上、介護支援専門員が定める「居宅サービス計画書」に沿って訪問看護計画書を作成します。
- 2) 事業所は利用者様及び家族・代理人様が訪問看護サービス内容の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡する等、必要な支援を行います。  
尚、サービス内容の変更につきましては利用者様及び家族・代理人様、事業所の同意の上で行い利用料についても事業所は利用者様及び家族・代理人様に説明をします。

### 第4条（医療保険及び介護保険の適用を受けないサービスの説明）

事業所はその提供するサービスのうち、医療保険及び介護保険の適用を受けないものがある場合にはそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者様及び家族・代理人様の同意を得ます。

### 第5条（契約の終了）

次の項目に該当する事由が生じた場合には本契約は終了します。

- ア. 第6条に基づき、利用者様及び家族・代理人様からの解約の意思表示がなされたとき。
- イ. 第7条に基づき、事業所から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ウ. 第8条に基づき、事業所から契約解除の意思表示があつたとき。
- エ. 利用者様が介護保険施設等に入所したとき（短期入所は除く）。
- オ. 利用者様の要介護状態が「適用除外」となったとき。
- カ. 利用者様が死亡したとき。
- キ. サービス提供地域以外に、事前通知なしで移転されたとき

## 第6条（利用者様の解約権）

利用者様及び家族・代理人様は事業所に対しこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

## 第7条（事業者の解除権）

- 1) 事業所は、利用者様及び家族・代理人様が故意に法令違反、暴言、ハラスメント、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達する事が困難となった場合には文書等により1週間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。
- 2) 事業所は前項により本契約を解除する場合には、このサービスを調整した介護支援専門員、又は利用者様及び家族・代理人様の住所を管轄とする市町村と協議し、必要な措置を取ります。

## 第8条（利用料の滞納）

- 1) 利用者様及び家族・代理人様が正当な理由なく、事業所に支払うべき利用料（各種保険自己負担分及びキャンセル料、交通費等）の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合は事業所は利用者様及び家族・代理人様に対し契約を解除する旨を勧告することができます。当勧告は、契約解除予定日より1か月以上前に書面等にて利用者様及び家族・代理人様に通知することとします。
- 2) 家族・代理人様は前項の勧告を行った場合には、第7条2項と同様の措置を取ります。
- 3) 事業所は前項の措置を講じた上で、利用者様又は家族・代理人様が第1項の期間内に滞納金の支払いを完了しなかった場合には、書面をもって本契約を解除することができます。

## 第9条（損害賠償）

事業所は利用者様に対する訪問看護サービスの提供にあたって、事故による利用者様の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者様に対して損害を賠償します。

但し、事業所の過失が認められなかった場合にはこの限りではありません。

## 第10条（秘密保持）

- 1) 事業所及びその従業員は、利用者様に対するサービスの提供にあたって知り得た個人情報に関する守秘義務を負います。
- 2) 事業所はそのスタッフが退職後、正当な理由がない限り利用者様に対するサービスの提供にあたって知り得た情報を漏洩しないように指導します。
- 3) 利用者様及び家族・代理人様は、別に提出した「個人情報の利用目的に関する同意書」の記載事項の他、事業所が担当者会議等、保険・医療・福祉関連において利用者様及び家族・代理人様の個人情報を利用することを承諾します。

## 第11条（苦情処理）

- 1) 利用者様及び家族・代理人様は、提供されたサービスに不満がある場合は別に定める「重要事項説明書」記載の苦情解決窓口に、苦情の申し立てをすることができます。
- 2) 事業所は、利用者様に提供した訪問看護サービスについて利用者様及び家族・代理人様から苦情の申し出があった場合には迅速かつ適切に対処しサービスの向上と改善に努めます。
- 3) 事業所は、利用者様及び家族・代理人様が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者様及び家族・代理人様に不利益な扱いをしません。

## 第12条（契約外条項）

本契約に定めない事項については、医療保険及び介護保険法等その他の法令の定めるところを尊重し、第1条記載目的のため利用者様及び家族・代理人様と協議により定めます。

### **第13条（代理契約及び連帯保証人）**

本契約に定める各条項について、家族・代理人様は利用者様を連帯して保証する他、利用者様の心身の疾患、障害における社会的契約能力、利用料自己負担額分支払能力喪失等が認められる場合は、利用者様の代理契約人になることに同意します。

### **第14条（管轄裁判所）**

本契約から生ずる権利義務に関し、争いが生じたときは事業所の管轄する裁判所のみを専属的管轄裁判所として処理するものとします。

### **第15条（社会情勢および天災）**

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、感染症のまん延など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の業務の履行が難しい場合は日程、時間の調整をさせて頂くことがあります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、感染症のまん延など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合はそれによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

## ひなた吉島 訪問看護サービス重要事項説明書（医療保険 ・ 介護保険）

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護のサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて  
当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 ひなた
所在地	〒733-0006 広島市西区三篠北町1-23-1F
代表者名	小田 康博
電話番号	082-230-7182

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護リハビリテーションひなた吉島
所在地	〒730-0825 広島市中区光南二丁目3番45号
管理者名	清水 和子
電話 / FAX	電話 082-236-6125 / FAX 082-236-6126
介護保険事業者番号	3460191046

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	こころや体調に不安があり、要介護状態または要支援状態にある方に対して訪問看護事業を行います。
運営方針	①事業所の職員は要支援者の心身の状態を踏まえて、有する能力を生かして可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能回復を目指します。 ②事業の実施にあたり、関係市町村や地域の保険、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 訪問看護職員配置状況

職務及び資格	常 勤	非 常 勤
管理者（看護師）	1人	0人
看護師	2人	5人
理学療法士	3人	3人
作業療法士	3人	0人
言語聴覚士	0人	1人
合 計	9人	9人

### 5. 対応地域

対応地域	広島市中区
	広島市南区

## 6. 営業日及び営業時間・訪問時間

営業日	月曜日～土曜日・祝日 ※但し、夏季（8/13～8/15）、年末年始（12/30～1/3）、日曜日はお休みとさせていただきます。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（※契約により携帯電話での24時間、365日対応可）
訪問時間	午前9時～午後5時

## 7. 提供する訪問看護サービス

精神的・心理的な 看護リハビリテー ション	服薬継続のためのサポート
	病気の理解や障害受容のためのサポート
	昼夜逆転しがちな方への生活リズムの維持
	対人関係能力向上への支援
	日常生活全般の助言
	家族関係の調整（家族の悩み事や不安の解消）
	金銭管理がうまくできない方への助言
	社会資源の活用援助（デイケア・作業所等）
身体的な看護・ リハビリテーション	健康状態の観察と見守り（体温・脈拍・血圧測定等）
	カテーテル類の管理、褥瘡の予防・処置
	日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
	終末期の看護
	自宅での歩行、階段の昇降など、生活を通じたりハビリテーション
介護相談	ケアの方法に関する相談
	介護に関する家族の悩み
	高齢者福祉施設サービスや介護用品の紹介

## 8. 利用料金

利用料金	各種加算、交通費（駐車料金・有料道路料金等）、キャンセル等については別紙をご参照ください。
	サービス利用を中止する際には、できるだけ前日の17時までにご連絡ください。
	各種保険のほか、公費負担制度（自立支援医療制度等）も取り扱い可能です。
	毎月10日以降、訪問時に前月分の請求明細書及び領収書をお渡しさせていただきます 27日にご指定の口座からの引き落としとなります。 その他の場合はご相談ください。

## 9. 緊急時における対応方法

容態悪化時	サービス提供中に容態の変化など緊急対応が必要な場合には、主治医・ご家族・ 介護支援専門員に連絡および記録させていただきます。
医療機関名	
主治医	
連絡先	

※主治医もしくは代理人様、契約人兼連帯保証人に連絡がとれない場合には、地域の救急医療機関への連絡および対応をいたします。

【緊急時の連絡先について】

訪問時不在で連絡が取れない場合、安否確認が必要な場合、生命に危険がある事故発生時等の場合に連絡及び相談をさせていただきます。

フリガナ		続柄	自宅電話
氏名			
住所			携帯電話

※連絡先の方については必ず伝えておいて下さい。

【事故発生時の対応】

サービスの提供にあたり発生した下記の内容等事故について、各管轄の連絡先に報告させていただきます。

事故発生時の対応	事故の内容	サービス提供を伴って発生した障害発生または死亡等の事故
		サービス提供を伴って発生した、利用者への賠償を伴う事故
		食中毒及び感染症等、法令により保健所等への報告が義務付けられているもの
		虐待・介護・養育費等に関するもの
	行方不明・不審死に関するもの	
	連絡先	各区保健センター福祉課高齢介護係
		広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係
広島県国民健康保険団体連合会		

また、利用者様に対する訪問看護サービスにおいて、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害・財物損壊・人格権侵害・管理受託物・初期対応費用・被害者治療費等

10. 相談窓口・苦情解決窓口

サービスに関する相談や苦情については下記にご連絡ください。

相談窓口・苦情相談 対応窓口	責任者	清水 和子
	担当者	沖田 佐智子
	対応日及び時間	月曜日～土曜日・祝日 午前8時30分～午後5時30分
	連絡先	082-236-6125
事業所以外の相談または 苦情等に対応する窓口	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	082-504-2183
	広島市中区厚生部福祉課高齢介護係	082-504-2478
	広島市南区厚生部福祉課高齢介護係	082-250-4138
	広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783

## 1 1. 身分証携行義務

事業所の訪問看護員は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者様または利用者様の家族からの提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 24時間対応体制（緊急時訪問看護加算） 申込書

### 24時間対応体制（緊急時訪問看護加算）について

- 1) 利用者様または利用者様の家族等からの電話により「看護に関する意見を求める場合」に常時、看護師が携帯電話を所持し対応いたします。
- 2) 夜間は携帯電話を持って帰って在宅での対応になります。
- 3) 費用は訪問看護料に加算されます。（訪問時は別途料金が発生します）

※お手持ちの保険証、その他加算事項（早朝・夜間訪問、休日訪問、退院日当日訪問等）により利用料金に変更となりますので詳細は訪問看護担当者に確認後、同意の上、申し込みをお願いします。

年 月 日

24時間対応体制 (緊急時訪問看護加算)	申し込みます	申し込みません
-------------------------	--------	---------

(いずれかに○)

# 個人情報の利用目的に関する同意書

私（利用者様）は貴社の運営する訪問看護リハビリステーションに対し、サービス等の申込みまたは契約の締結にあたり貴社の定めた以下の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で私の個人情報（家族等含む）を利用されることに同意いたします。

また私が、自署できない場合、家族・代理人様が私に代わって個人情報の利用について同意します。

## <個人情報の利用目的>

### 1.医療サービスの提供

- 1) 当社の運営する事業所の訪問看護・リハビリサービスの提供
- 2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等の連携
- 3) 他の医療機関からの照会への回答
- 4) 利用者様の診療のため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- 5) 検体検査業務の委託、その他業務委託
- 6) ご家族等への病状説明
- 7) その他利用者様への医療提供に関する利用

### 2.診療費請求のための事務

- 1) 当社の運営する事業所の訪問看護・リハビリサービス・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその他委託
- 2) 審査支払機関へのレセプト提出
- 3) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 4) 公費負担医療に関する行政機関へのレセプト提出、照会への回答
- 5) その他訪問看護・リハビリサービス・労災保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

### 3.訪問看護・リハビリサービスや業務の維持・改善のための基礎資料

### 4.情報提供書

※訪問看護ステーションと市町村及び都道府県の実施する保険福祉サービスとの有機な連携を強化するための情報提供書

- 1) 訪問看護情報提供療養費 1 市町村等からの求めに応じて、訪問看護の情報を提供
- 2) 訪問看護情報提供療養費 2 義務教育諸学校（医療ケアの連携）からの求めに応じて、訪問看護の情報を提供
- 3) 訪問看護情報提供療養費 3 保険医療機関への入院や介護老人保健施設への入所の時に訪問看護の情報を提供

※医療保険での利用で費用は訪問看護料に加算されます。

### 5.外部監査機関への情報提供

### 6.その他以外の利用目的

- 1) 訪問看護ステーションで行われる学生実習の協力
- 2) 学会等での発表（原則匿名化、匿名化が困難な場合は利用の同意を得ます）

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書を2通作成し、それぞれが保有することとします。

年 月 日

利用者様	私は、第1条～15条の内容と別に定める「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的に関する同意書」の内容について了承し、訪問看護サービスについて契約致します。	
	住所	
	氏名	(印)
	電話番号 ( ) -	
	(代筆の場合) 代筆者氏名	

身元保証人様	私は、本人に代わり第1条～15条の内容と別に定める「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的に関する同意書」の内容について了承し、訪問看護サービスについて契約致します。	
	住所	
	氏名	(印)
	利用者様との続柄	家族 ( ) ・ 代理人様 ※〇印をお願いします
	電話番号 ( ) -	
	携帯電話 ( ) -	

当時業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項説明書、個人情報の利用目的について説明をしました。

本 社 住所 〒733-0006 広島市西区三篠北町1-23-1F  
株式会社 ひなた  
代表者 小田 康博 (印)

事業所 住所 〒730-0825 広島市中区光南二丁目3番45号  
訪問看護リハビリステーション ひなた吉島  
説明者 (印)